

# 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 発注者綱紀保持委員会設置要領

平成19年10月15日

19農会筑第231号

## (趣旨)

第1条 公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保するため、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターに、発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）の規定に反するとして、又は第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
- 二 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
- 三 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
- 四 その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 委員長 センター長
  - 二 委員 各課の長
- 2 委員会の所掌事務のうち特定の事項について調査審議を行うため、委員会に、小委員会を設置することができる。
- 3 小委員会に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、小委員会に属する委員の中から互選するものとする。
- 5 必要に応じて、委員会及び小委員会に、外部委員を置くことができる。
- 6 外部委員は、学識経験のある者の中から、委員長が委嘱する。
- 7 外部委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 8 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

## (定例会議)

第4条 定例会議は、委員長が招集し、原則として、毎年度2回開催する。

- 2 定例会議は、委員長、委員及び外部委員をもって構成する。

3 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

(随時会議)

第5条 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じて外部委員の出席を求めることができる。

3 随時会議は、非公開とする。

(公表)

第6条 この要領の規定により公表すべき事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課とする。

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日付け22農会筑第416号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日付け27農会筑第234号)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。